

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第12期（2019年6月期）

2018年7月1日～2019年6月30日

株式会社ウイルプラスホールディングス

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.willplus.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

1. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	第 2 回新株予約権
新株予約権の数	1,380個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	2 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 1	当社普通株式110,400株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額 （注） 1	132円
新株予約権の行使期間	自 2011年 7 月 1 日 至 2021年 6 月30日
新株予約権の行使条件	（注） 2

（注） 1. 2015年12月3日付で普通株式 1 株につき20株の割合で、2017年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2017年11月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から 6 ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

名 称	第 3 回新株予約権
新株予約権の数	1,772個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	3 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 1	当社普通株式141,760株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額 （注） 1	375円
新株予約権の行使期間	自 2017年 6 月30日 至 2025年 6 月 9 日
新株予約権の行使条件	（注） 2

（注） 1. 2015年12月3日付で普通株式 1 株につき20株の割合で、2017年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2017年11月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から 6 ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、以後新株予約権を行使できないものとする。
 - i) 権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、上記①に該当するか否かを問わず、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄したとき。
 - ii) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - iii) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社と競業する他社の役員に就任し、若しくは就任することを承諾したとき、当社と競業する他社の従業員に就職したとき又は当社と競業する事業を営んだとき。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。(最終改訂 2019年7月16日)

1. 当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員並びに内部監査室長を委員とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ② 当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。
- ③ 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、内部通報規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当グループの事業活動に関連する法令については、コンプライアンス委員会より法務情報を社内提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。
- ⑤ 当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。
- ⑥ 当社の代表取締役は、当グループ各社事業に関して担当役員を任命し、各社が適切な内部統制システムを整備及び構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- ⑦ 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。
- ⑧ 当グループ各社の監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役会議長である取締役社長は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

3. 当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループの危機管理規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- ② 危機管理規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

4. 当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。
- ③ 当グループの中期計画及び毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体及び各社の経営目標、事業計画等を定める。

5. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ② 当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当グループ各社においては、監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役の意見を尊重するものとする。
- ② 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

8. 当グループ各社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び当社の監査役に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。
- ③ 当グループ各社においては、監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。
- ④ 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。
- ⑤ 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役に関係事項について報告する。
- ⑥ 当グループ各社の監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役、取締役、監査法人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。
- ② 監査役が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当グループ各社においては、監査役から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、その請求に応じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。
- ② コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断及び不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12. 財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムを適切に整備・運用するため、取締役会のほか、経営執行会、賞罰委員会、コンプライアンス委員会を開催し、業務執行状況やコンプライアンス遵守状況及び経営上のリスクを確認するとともに対策を講じ、必要に応じて社内規程等の見直しを実施しております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会を23回開催し、取締役会規程に定められた事項や経営上の重要事項の決定等を行いました。取締役の業務執行状況を報告するとともに、取締役会に上程された事項について法令、定款等への適合性を審議いたしました。また、月次業績の報告、予算差異分析を行い、対応策を講じました。

② 重要な会議の開催状況

業務執行役員及び執行役員以上で構成される経営執行会を12回開催し、取締役会に上程する事項等の検討、審議等を行うとともに、各部門における業務執行状況の報告等を行いました。賞罰委員会を15回、コンプライアンス委員会を2回開催いたしました。

③ 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、各部門の責任者を対象にヒアリングを行い、業務の執行状況全般にわたり監査いたしました。また、取締役会及びその他重要な会議に出席し、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との間での連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社グループ内の全ての拠点及び部門における内部監査を、当事業年度において2回実施いたしました。各拠点及び部門における内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況等について内部監査報告書を作成し、代表取締役に報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っており、反社会的勢力排除条項を確認したうえで契約締結しております。また既に契約締結している取引先についても定期的に信用調査を行う等の策を講じております。一般消費者との取引については、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しております。

暴力団排除条例の説明等、社員への教育も実施しており、反社会的勢力等との関係を遮断するようにしております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年 7 月 1 日から)
(2019年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018 年 7 月 1 日 残 高	193,149	1,126,687	3,608,756	△134,936	4,793,656
当連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	10,170	10,170			20,340
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			730,036		730,036
剰 余 金 の 配 当			△123,624		△123,624
自 己 株 式 の 取 得				△62	△62
自 己 株 式 の 処 分				1,120	1,120
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	10,170	10,170	606,411	1,058	627,810
2019 年 6 月 30 日 残 高	203,319	1,136,857	4,215,168	△133,877	5,421,467

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2018 年 7 月 1 日 残 高	△225	△225	4,793,431
当連結会計年度中の変動額			
新 株 の 発 行			20,340
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			730,036
剰 余 金 の 配 当			△123,624
自 己 株 式 の 取 得			△62
自 己 株 式 の 処 分			1,120
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	225	225	225
当連結会計年度中の変動額合計	225	225	628,036
2019 年 6 月 30 日 残 高	－	－	5,421,467

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

チェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

帝欧オート株式会社

ウイルプラスアインス株式会社

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～47年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に10年間の定額法により償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社及び子会社の取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

① 取引の概要

取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付

規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて、原則として取締役等の退任時に給付されます。なお、信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末78,670千円、70,200株であります。

（表示方法の変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保付資産及び担保付債務

担保資産

商品 1,998,196千円

担保債務

買掛金 2,254,050千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,181,290千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数

	期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	期末株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式(注) 1	9,670,480	54,240	－	9,724,720
合計	9,670,480	54,240	－	9,724,720
自己株式				
普通株式(注) 2	385,916	70	1,000	384,986
合計	385,916	70	1,000	384,986

(注) 1. 普通株式の増加54,240株は新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式70,200株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年8月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	76,717千円	8.2円	2018年 6月30日	2018年 9月28日
2019年2月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	46,907千円	5.0円	2018年 12月31日	2019年 3月11日

(注) 2018年8月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金583千円が含まれております。また、2019年2月8日取締役会決議による配当金の総額には信託が保有する自社の株式に対する配当金351千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年8月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	82,807千円	8.8円	2019年 6月30日	2019年 9月27日

(注) 2019年8月9日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金617千円が含まれております。

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 490,880株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,412,488	1,412,488	—
(2) 売掛金	217,172	217,172	—
(3) 未収入金	544,105	544,105	—
資産計	2,173,767	2,173,767	—
(1) 買掛金	2,532,372	2,532,372	—
(2) 短期借入金	2,400,000	2,400,000	—
(3) 未払金	416,087	416,087	—
(4) 未払法人税等	203,284	203,284	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	2,029,790	2,031,445	1,655
負債計	7,581,533	7,583,189	1,655

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	2019年6月30日
敷金及び保証金	391,093千円

敷金及び保証金は、市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

580円47銭

1 株当たり当期純利益

78円36銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は70,684株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は70,200株であります。

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から)
(2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越 利益剰余金				
2018年7月1日残高	193,149	123,149	1,003,538	1,126,687	141,514	141,514	△134,936	1,326,414	1,326,414
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	10,170	10,170		10,170				20,340	20,340
剰 余 金 の 配 当					△123,624	△123,624		△123,624	△123,624
当 期 純 利 益					149,190	149,190		149,190	149,190
自己株式の取得							△62	△62	△62
自己株式の処分							1,120	1,120	1,120
事業年度中の変動額合計	10,170	10,170	－	10,170	25,565	25,565	1,058	46,964	46,964
2019年6月30日残高	203,319	133,319	1,003,538	1,136,857	167,079	167,079	△133,877	1,373,378	1,373,378

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

連結注記表の「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産に区分しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,857千円
2. 債務保証	
債務保証額	2,280,027千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	349,000千円
短期金銭債務	6,589千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
事務受託収入	730,405千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	27,500千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	株	株	株	株
普通株式(注)	385,916	70	1,000	384,986
合計	385,916	70	1,000	384,986

(注) 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式70,200株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,120	千円
賞与引当金	1,195	千円
未払労働保険料	1,603	千円
未払費用	176	千円
資産除去債務	1,764	千円
子会社株式	10,988	千円
役員株式給付引当金	7,549	千円
繰延税金資産合計	26,396	千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	△1,217	千円
繰延税金負債合計	△1,217	千円
繰延税金資産純額	25,179	千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	チェッカー モータース (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	359,819	未収入金	34,066
			社員の出向	出向料の受取(注3)	1,001,037	未収入金	130,467
			資金の援助	資金の貸付(注4)	1,000,000	関係会社 短期貸付金	1,050,000
			役員の兼務	資金の回収(注4)	650,000	—	—
				利息の受取(注4)	6,057	前受収益	890
				債務保証(注5)	890,344	—	—
連結 子会社	ウィルプラス モトーレン(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	215,325	未収入金	19,571
			社員の出向	出向料の受取(注3)	575,656	未収入金	74,601
			資金の援助	資金の貸付(注4)	400,000	関係会社 短期貸付金	350,000
			役員の兼務	資金の回収(注4)	450,000	—	—
				利息の受取(注4)	3,283	前受収益	296
				債務保証(注5)	1,093,234	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	帝欧オート (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	126,715	未収入金	11,939
			社員の出向	出向料の受取(注3)	360,518	未収入金	45,581
			資金の援助	資金の貸付(注4)	700,000	関係会社 短期貸付金	1,500,000
			役員の兼務	資金の回収(注4)	100,000	—	—
				利息の受取(注4)	11,065	前受収益	1,271
				債務保証(注5)	270,471	—	—
連結 子会社	ウィルプラス アインス (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	28,545	未収入金	4,633
			社員の出向	出向料の受取(注3)	75,601	未収入金	16,510
			資金の援助	資金の貸付(注4)	1,200,000	関係会社 短期貸付金	1,150,000
			役員の兼務	資金の回収(注4)	100,000	—	—
				利息の受取(注4)	7,094	前受収益	974
				債務保証(注5)	25,977	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
2. 事務受託の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。
3. 連結子会社から当社への出向料は出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。
4. 資金の貸付・借入の金利については市場金利を勘案して決定しております。
5. 仕入債務に対する保証債務であり、債務保証の期末残高を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たりの純資産額

147円05銭

1 株当たりの当期純利益

16円01銭

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は70,684株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は70,200株であります。